

Title	ライプニッツの法理論と「近代国際法」(五・完): 「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として
Sub Title	G. W. Leibniz's theory of "law", "state", and "sovereignty" (5) : an inquiry into a "missing link" in the history of the modern law of nations
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.8 (2016. 8) ,p.1- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160828-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ライブニッツの法理論と「近代国際法」(五・完)

——「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として——

明 石 欽 司

## 序論

第一章 予備的考察：国際法（史）研究におけるライブニッツの位置付け

はじめに

第一節 「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライブニッツ

第二節 国際法史研究者の視点からのライブニッツ  
まとめ

(以上、八十八巻十一号)

第二章 ライブニッツの「法」観念

はじめに

第一節 ライブニッツの法認識を巡る若干の特色

第二節 ライブニッツの法観念の基本的構成  
まとめと若干の考察

(以上、八十九巻四号)

第三章 ライブニッツの「国家」観念

はじめに

第一節 「社会」

第二節 国家観念を巡る諸問題

第三節 国家の抽象的人格性  
まとめと若干の考察

(以上、八十九巻六号)

第四章 ライブニッツの「主権」理論——Suprematus観念の

分析を中心として

はじめに

第一節 「統治権」観念の錯綜

第二節 Suprematus・summa potestas・superioritas territorialis・Souveraineté

第三節 Suprematus理論における帝国等族

第四節 Suprematusの特質

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷七号)

第五章 ライプニッツの「国際法」観念

はじめに・ライプニッツの欧州社会観とユース・グエンティウムを巡る諸観念

第一節 ライプニッツのユース・グエンティウム理論

(一) ユース・グエンティウムの定義及び存在目的

(2) ユース・グエンティウムの存在目的

(二) ユース・グエンティウム観念の整理

(1) 第一のユース・グエンティウム (*jus gentium*

*primarium*) と第二のユース・グエンティウム (*jus*

*gentium secundarium*)

(2) 「自然の(且つ)諸国民の法」(*jus naturae et*

*gentium*) と「ユース・グエンティウム・ヴォルンター

リウム」(*jus gentium voluntarium*)

(三) ユース・グエンティウムの主体

(1) 「公的人格」とユース・グエンティウム上的人格

(*persona juris gentium*)

(2) ユース・グエンティウム上の権利の享有主体

(四) 自然法の三段階説のユース・グエンティウム理論への

適用

第二節 ライプニッツのユース・グエンティウム理論の内実

(一) ユース・グエンティウムの「法源」

(1) 「形式的」法源

(2) 「法源」の実態

(二) ユース・グエンティウムの具体的規範内容

(1) 中核的な規律対象及び規範群

(2) 派生的規範群

(三) 領邦の地位

まとめと若干の考察

結論

(一) 本稿各章のまとめ

(二) ライプニッツの方法論的特質

(三) 近代国際法(理論)史におけるライプニッツの再定

位

(以上、本号)

第五章 ライプニッツの「国際法」観念

はじめに・ライプニッツの欧州社会観とユース・グエンティウムを巡る諸観念

本章の主題は、ライプニッツの「国際法」観念である。しかし、(本稿「序論」でも示されたように)本章の記

述においては、「国際法」ではなく、「ユース・ゲンティウム」(*jus gentium*) (及びその関連用語) が使用されている。それは、例えば、彼が、「キリスト教世界の全体が恰も一つの国家を構成し、その中で何らかの権威が皇帝に帰属する」とした上で、「神聖ローマ帝国の」皇帝 (*Caesar*) は支配者 (*Imperator*)、<sup>(42)</sup> 即ち、異教徒に対するキリスト教徒の生来の指導者 (*Dux natus Christianorum*) である」とするような記述に典型的に表れているような、彼の「欧州社会」観を勘案してのことである。つまり、一見したところ、ライプニッツの認識においては主権国家の並存という近代的な国際社会観が未確立であるように思われるため、「国際法」という用語を当初から使用することには、読者に先入観を与えてしまう危険性が存在するのである。勿論、「ユース・ゲンティウム」を使用することにも、ライプニッツの理論が前近代的であるとの先入観を与え得るであろう。それでも、彼自身が“*jus gentium*” (仏語著作では“*le droit des gens*”) を使用していることから、「ユース・ゲンティウム」を用いる方が彼の理論をより正確に説明することが可能になるものと判断されるのである。

ところで、本論に入る前に確認されるべき事柄が存在する。それはライプニッツの「国際社会」観である。何故ならば、仮に、彼が(前章で示されたような *Suprematus* の保有主体により構成される)「国際社会」を法的に制御することが不可能であると理解しているならば、本章における検討は無意味なものになってしまう恐れがあるからである。

ライプニッツの「国際社会」観を考える上で興味深い事柄は、彼の中に相矛盾する認識が並存しているように思われることである。

一方において、ライプニッツは、権力者達 (*potentes*) に関して、スパルタの軍人・政治家であったリュサンドロス (*Lysander*) の言葉になぞらえつつ、彼等が「自宅においてはカードを遊び、国家においては (*in republica*) 同盟条約 (*foedera*) を遊ぶ」とし、或いは、「『市民論』の著者」(*Elementorum de civis scriptor*)、<sup>(43)</sup> 即ち、

ホッブズの「相異なる諸国家や諸民族の間に永遠の戦争が存在する」(*inter civitates diversas aut gentes perpetuum esse bellum*) という認識を「確かに全く馬鹿げているのではない」(*non sane prorsus absurde*) と控え目にはあるが、肯定的に評価している。<sup>(43)</sup> 更に、ライプニッツは「君主間での真の友情 (*amicitia*) は稀であり、国家 (*Etat*) 間では存在しない」、<sup>(44)</sup> 或いは「国家 (*Republica*) 間に真の友誼 (*amicitia*) は何等存在しない」と断言しさえする。<sup>(45)</sup> (本稿の「序論」で触れられたように) ライプニッツは政治・外交の実務家でもあったのであるから、このような「国際社会」認識を彼が有したことは当然であるとも言えよう。

他方において、ライプニッツは、少なくとも欧州 (キリスト教社会) 全体には歴史的に一定の秩序が存在していることを繰り返して述べている。例えば、『永久平和論考察』において次のような一節が見出される。

「我々の黄金勅書 (*notre Bulle d'Or*) が普遍的教会或いはキリスト教社会 (*la Société Chrétienne*) に関して論じているように、教皇が精神的首長であることを担い、ローマ皇帝又は国王が俗界の首長であることを担うことを、人は見る。そして、皇帝はそこで生来の將軍 (*Généraux nés*) の如くあらねばならない。このことは、数世紀にわたりラテンのキリスト教徒 (*les Chrétiens Latins*) の間で一つのユース・ゲンティウム (*un droit des gens*) であったのであり、諸々の法律家 (*Juriconsultes*) はこのことに立脚して理論を構築したのである」<sup>(46)</sup>

また、『類纂補遺』の「序文」中には、「キリスト教の諸君主又は諸国民が全体へと結合され、そして「それらの者が」恰も一種の身体を構成する」<sup>(47)</sup>との記述があるが、これは我々が先に見た「キリスト教世界の全体が恰も一つの国家を構成」という表現に類似している。そして、これらは何れも、キリスト教という精神的紐帯が一つの政治体としての統合をもたらしているとのライプニッツの認識を示していると言つてよいであろう。そも

そも、ライブニッツは(本稿第三章第一節で確認されたように)「第六の自然的社会」として「神の教会」を挙げ、それが「全人類を結合する」としている。彼の社会観からすれば、キリスト教社会が一つの統合体として描かれることは、当然の論理的帰結であることになるのである。

このように、欧州世界は、一面において、ホッブズの権力政治の場であるが、他面において、「キリスト教世界の全体が恰も一つの国家」であるという欧州共通の理念が存在する場であるという、一見して相矛盾する認識がライブニッツの欧州社会観なのである。そして、このような認識のもとで、彼のユース・ゲンティウムに関する一定の理論が提示されていると考えられるのである。以下では、このようにして提示されたライブニッツのユース・ゲンティウムに関わる理論を検討することとする。

### 第一節 ライブニッツのユース・ゲンティウム理論

(一) ユース・ゲンティウムの定義及び存在目的

(1) ユース・ゲンティウムの定義を巡る問題点

ライブニッツは「ユース・ゲンティウム」それ自体の積極的定義(「内包」による定義)を提示していないように思われ、そのような定義の欠如は次のような論述箇所の中で看取される。即ち、ローマ法におけるユース・ゲンティウムについて触れられている箇所、また、「諸国民間のユース・フェーキアリスの(Juris fecialis inter gentes) 基盤は自然法それ自体である」とされている(但し、「諸国民の諸々の受容された制度が存在し、それらは時間及び場所により変化するものである」とも論じられている)箇所が該当する。<sup>(48)</sup>そして、このことは、既に本稿(第二章第一節(一)(1))で確認された事柄、即ち、彼の論考においては「法」(iure)それ自体の積極的定義について殆ど関心が払われていないことに類似している。

勿論、彼のユース・ゲンティウム観念が窺われるような記述は見出される。例えば、「何れかの国内法 (*ius domesticum*) ではなく、ただユース・ゲンティウムにのみ属する事柄 (*res juris gentium*)」が存在する旨が述べられており、ここからユース・ゲンティウムは国内法とは別個の法規範として観念されていることが理解される。そして、このような観念は「*le droit des gens*」についても同様である。即ち、「外国人との交渉 (*les negotiations [sic] avec les étrangers [sic]*) 及び公的条約 (*les traités publics*) において」「*le droit des gens*」に敬意が払われなければならない」とされ、或いは、「公的交渉 (*negotiations [sic] publics*) 及び外国人」に関する事柄が「*soveraineté*」及び「*le droit des gens*」の問題となる」場合があるとされているのである。

それでも、ユース・ゲンティウムそれ自体の積極的定義や抽象的観念が提示されていないという事実は依然として真実である。このような状況において、ライプニッツのユース・ゲンティウム観念を可能な限り明らかにするために、当該観念に関わる幾つかの観点から彼の論述の整理を試みることにするが、その前に、ユース・ゲンティウムの存在目的について確認することとしたい。

## (2) ユース・ゲンティウムの存在目的

ライプニッツの論述の中で、ユース・ゲンティウムの存在目的について、最も明瞭に述べられている箇所が、『*Suprematus* 論』中の「このユース・ゲンティウムの最大の「存在」理由 (*ratio*) は、戦争が回避されることにある」<sup>(48)</sup>という一文である。この戦争の回避（或いは、平和の維持）というユース・ゲンティウムの存在目的は、同論考において、別の表現で繰り返されている。即ち、「*Suprematus*」保有者は、自らの代理人 (*Minister*) として「諸々の会議に完全な権利及び名誉により参加することが衡平 (*aequum*) である」にも拘らず、それを拒絶されるのであれば、「恥辱の全ての印 (*omne contentus [sic] signum*) は権力者にとって危険である」から、

平和の促進に反するのであって、「そのことを理由として、ユース・ゲンティウム<sup>(421)</sup>の第一の目標である平和に (ideo paci primo juris gentium scopo) 反対するもの」となる<sup>(421)</sup>のである。更に、この議論の文脈においてライプニッツは「平和の原因がユース・ゲンティウムを要求する」(jus gentium pacis causa exigat)<sup>(422)</sup>とも述べるのである。

更に、平和の維持と同質の存在目的が示されている箇所もある。即ち、「法に敵対すること」、「否、それどころか、何れであれ、友好の絆を打ち砕くこと、或いは何らかの方法で無効にすること」が不可能となるように、「ユース・ゲンティウムにより、そうなることが可能である限り保護されなければならない (quoad fieri potest servari debet)」<sup>(423)</sup>という箇所である。ここでは、法の遵守と友好関係の維持がユース・ゲンティウムの存在目的であるとされているのである。<sup>(427)</sup>

(二) ユース・ゲンティウム観念の整理

(一) 第一のユース・ゲンティウム (jus gentium primum) と第二のユース・ゲンティウム (jus gentium secundarium)

それでは、ライプニッツが使用している各種のユース・ゲンティウム観念を整理することとしたい。

先ず、『法原理考察』中の「自然法の原理について」(De juris naturae ratione)と題された節では、「諸人民の意思により受容された第二のユース・ゲンティウム」(jus gentium secundarium, voluntate populorum receptum)への言及がなされ、しかも「それ〔即ち、第二のユース・ゲンティウム〕は、第一の「ユース・ゲンティウム」、即ち、自然的「ユース・ゲンティウム」に対立させられる傾向にある (quod primum, id est naturali, opponi solet)」とされている<sup>(428)</sup>。また、同論考の別の箇所では、「第二のユース・ゲンティウムは実定法であること



(*jus Gentium secundarium esse jus positivum*) が述べられながら、しかし(他の民族の立法者としての権力を自らの中に承認しない) 諸々の *“summa potestas”* を拘束しないとどうこと (*quod summas potestates quae aliarum gentium potestatem legislativam in se non agnoscunt non obliget*)<sup>430</sup> について「私は十分に理解しない」とした上で、「確かに、かつては結合されることのなかった人間達から国家 (*respublica*) は設立されたのであるから、その後にはどのようにして共通の紐帯により全ての者を相互に拘束するのか」という問題について、「複数の *“summa potestas”* が、そして、それだけの数の自由なる人格 (*personae liberae*) が共通の紐帯を法律、即ち、明示的意思により、或いは慣習により (*sive lege seu expressa voluntate, sive more*) 受容し得る」としている。<sup>(430)</sup>

以上の論述から、ライプニッツの理論においては、「自然的ユース・ゲンティウム」(*jus gentium naturale*) としての「第一のユース・ゲンティウム」(*jus gentium primum*) に加えて、「第二のユース・ゲンティウム」(*jus gentium secundarium*) が存在し、後者は「法律、即ち、明示的意思により、或いは慣習により」受容される実定法として、諸々の *“summa potestas”* を拘束するものとされていることが理解される。つまりここでは、自然法と実定法の対比として、各々が構想されているのである。また、第二のユース・ゲンティウムは、「自由なる人格」としての「複数の *“summa potestas”*」間の関係を規律するものである。(尚、この「自由なる人格」が、抽象的人格としての国家を問題とするものか、具体的な統治者の問題とするものであるのかは、ここでは明確ではない。) しかし、彼のユース・ゲンティウム観念はこれらのみではない。

(2) 「自然の(且つ)諸国民の法」(*jus naturae et gentium*) と「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」(*jus gentium voluntarium*)

『類纂』の「序文」中には「自然の(且つ)諸国民の法について」(*De jure naturae et gentium*)<sup>(431)</sup> と題された節

が存在し、同節は次のような記述で開始されている。

「しかし、諸々のユース・ゲンティウムについての (ad Gentium iura) の著作 [即ち、『類纂』の使用について (de usu)、そして、自然の (且つ) 諸国民の法それ自体について (deque ipso Jure Naturae & Gentium) 若干詳しく論ずることが、好ましい。なぜならば、『ユース・ゲンティウム公文書類纂』(Codex Juris Gentium Diplomatici) という表題を付することは、とりわけこのことに向けられたと見られなければならないからである。』<sup>(43)</sup>」

ところが、これに続いてこの節で展開されている議論は、「自然により嚴格に限定された法の理論 (iuris doctrina)」が人間の能力にとつて余りに膨大であることを前提としつつ「法と正義 (iustitia) の観念に関するものであつて、倫理的可能性 (potentia morales) としつゝの「権利」(ius) と倫理的必要性 (necessitas morales) としつゝの「義務」(obligatio) という観念を媒介として、「倫理的」(moralis) と「自然的」(naturalis) という二つの観念を対応させた上で、正義や慈愛 (caritas)、更に神の愛 (divinus amor) へと展開されている。つまり、これらの議論では、一見したところ、ユース・ゲンティウムには直接には関連しない事柄が論じられているのである。このことは何を意味しているのであろうか。

ライブニッツの議論を内在的に理解しようとするならば、まさにこのような問題こそが彼のユース・ゲンティウム観念の中核にあるとすべきであらう。ここで挙げられた節において彼は、「ローマの法学者が卓抜に論じているように、良き慣習に反する (contra bonos mores) 事柄は、我々にとつてなし得ないと信じられなければならない<sup>(44)</sup>」とも述べている。ユース・ゲンティウムがそのような原理に基づいて生成すると解した上で、(本稿第二章において確認されたように) 法と正義を密接に関連させるライブニッツの基本的思考を勘案するならば、前述

の議論の展開の仕方も理解可能なものとなるであろう。(そして、実際に彼のユース・ゲンティウム理論において正義に密接に関連するものが「自然法の三段階説」であり、これに関しては、本節(四)において論ずることとしたい。)

さて、「自然の(且つ)諸国民の法」と並ぶ重要な概念と思われるものが、『類纂助言』中の次のような一節に現れる「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」(ius gentium voluntarium)である。ライプニッツは「聖なる淵源から流れ出る永遠の自然的理性的法と並んで、慣習を通じて受容されるか、或いは上位者により定立される意思法 (ius voluntarium) も存在する」とした上で次のように論ずる。

「国家内では市民法が、*summa potestas* を有する者から力を受け取る。国家外で又は、*summa potestas* の参与者である…〔中略〕…国家間では、諸人民の黙示的同意により受容されたユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムの場が存在する。<sup>(43)</sup>」

ライプニッツによれば、この黙示的同意は「全ての諸国民 (gentes) の、又は全ての時間〔を通じて〕の〔同意〕であることは必要ではない」とされ、その理由として、「多くの事例においてインドでは或る事柄が信じられ、欧州では別の事柄が是認される」こと、そして、「我々自身のもとでも世紀の経過により (seculorum decursu) 変更される」ことが挙げられている。また、かつて認められていた事柄が、「我々の時代の欧州のユース・ゲンティウムには」(a iure gentium nostri temporis Europaeo) 違背していること、更に、「多くの事柄が法に属すると信じられたが、現在それらは実行から (a usu) 乖離してしまった」ことも指摘されている。<sup>(45)</sup>

また更に、別の論考において、プーフエンドルフのように法を上位者の命令としてしまうならば、上位者が存在しない状況においては、相互の合意により (pactis mutuis) 法を有効とすることはないのであるから、何らの

ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムも存在しないことになってしまふとの批判が展開されている。勿論、ライブニッツは、これに関連して、神が常に上位者として存在するとはするが、グロティウスの「神なくして<sup>(436)</sup>も」という前提を認めたとしても、そしてホッブズが構想するような自然状態を認めたとしても、自己保存のためには他者に対する配慮を巡る多くの制約や要件が発生するとしている<sup>(437)</sup>。つまり、諸国民間においても相互の合意を有効とする要素が存在するのであつて、そこに（人為による法としての実定法である）ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムの存在基盤が見出されているのである。

また、ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムは、「国家」(Respublica)間の「諸人民の黙示的同意」に基づくものであるとともに、上位者が存在しない状況でも妥当するものとして構想されている。つまり、この規範は、上位者を認めない国家間の関係を規律するものでもあるのである。（但し、それが国家間の関係のみを規律するものであるのかについては明確ではない。）

(二) ユース・ゲンティウムの主体

(1) 「公的人格」と「ユース・ゲンティウム上の人格」(persona juris gentium)

我々は既に（特に、前々章第三節(一)において）、ライブニッツの国家理論の中に「公的人格」(persona civilis)という観念が存在することを論じた。そして、ここでは、公的人格とは、自らに権利及び義務が帰属し、独自の意思を有する法主体であること、公的人格である国家は法主体であること、しかし、必ずしも全ての国家(civitas)が法主体性を有するのではないとされていることが確認された。このように、法主体性を有する国家とそうではない国家が存在することは、国家には、それが国家であるという事実それ自体によって、国際法主体性が付与される（勿論、当該政治体が国家であることを法的に承認するための要件や手続も後に整えられる。）

という近代国際法理論からは乖離している。それでは、ライプニッツが論ずる「公的人格」は彼のユース・ゲンティウム理論の中でどのような位置付けを与えられているのであろうか。この問題を考える上で重要であると思われるものが、「ユース・ゲンティウム上の人格」(Persona juris gentium)という観念である。

ライプニッツは、『類纂』の「序文」において、「他者の手中及び権力の中に存在せず、自身で武装及び同盟の権利を有するという、公的自由 (libertas publica) が帰属する者はユース・ゲンティウム上の人格を有する」とする。しかも、そこでは、「場合により上位者への義務の紐帯により制約され、臣従の礼、誠実、従属を承認するとしても」そのような人格が認められるとされている。<sup>(438)</sup> また、(前章第二節(二)(1)でも触れられたように)『テンツェリウス宛書簡』においてライプニッツは、「ユース・ゲンティウム上の人格を有する者、即ち、*summa potestas* に基づいて参与する者」という表現を用いている。

これらの記述から、次のことを指摘することが可能となる。即ち、ライプニッツにとって、「ユース・ゲンティウム上の人格」の保有者は、自立した存在(「公的自由」や *summa potestas* を有する者)であるが、そこでは近代的主権理論が通常唱えるような主権者の属性(「絶対性」や「最高性」)が必ずしも含意されていないということがある。

それでは次に、「ユース・ゲンティウム上の人格」について更に考察を進めるために、ユース・ゲンティウム上の諸権利の享有主体に関するライプニッツの論述について検討することとしたい。

## (2) ユース・ゲンティウム上の権利の享有主体

『Suprematus 論』において、ライプニッツは次のように論じている。即ち、「他の者を武力によって強制し得る又は確かに「他の者に」重大な不都合をもたらし得る者達が、使節・戦争・平和・同盟に存する完全なユ、

ス・ゲンティウムを享受すること (pleno jure gentium frui) は明らかであり、また、「他の者達と同様に、同一の理由 (causa) (その理由によりその者達は自らにユース・ゲンティウム上の諸特権を、つまり武力の権能 (armorum potestas) を帰属させる。) を手にしている者達が侮辱 (contumelia) を通じて他の者から区別されることを、ユース・ゲンティウムは許容しない」のである<sup>(40)</sup>。また、同論考の他の箇所においては、「フランス人が、ユース・ゲンティウムに属する事柄、「即ち、」講和、戦争、同盟に関して話題とする場合」に、「戦争を開始すること、戦争を継続すること」等の「より劣位のそしてより下位の地位に属する人間達には容易に帰属することはない事柄」に、「権威をもって介入することが出来る重要な権力者達について (de majoribus illis potestatibus)」論じられていることが肯定的に紹介されている<sup>(41)</sup>。

これらの記述には、ユース・ゲンティウムを能動的に活用し、また、ユース・ゲンティウム上の諸特権を享受する者は、他者を強制し、或いは戦争を自力で遂行し得る者であるとの論理が示されている。

以上のことから、ライブニッツが唱える「ユース・ゲンティウム上の人格」とは、次のようなものであると纏めることが許されよう。先ず、「ユース・ゲンティウム上の人格」は、他者の権力に服さないが、それは近代的主権理論が唱える主権者の地位 (絶対性や最高性) を必ずしも含意せず、むしろ、自身で武装及び同盟の権利を有するという、公的自由 (libertas publica) を有することが重視されているものと考えられる。そして、ユース・ゲンティウム上の権利の享有主体は、戦争遂行能力を具備する重要な権力者である。その結果、戦争遂行能力の重視という点において、「ユース・ゲンティウム上の人格」とユース・ゲンティウム上の権利の享有主体は類似しており、またそれらは「Suprematus」保有者に類似したものであると判断されるのである。

尚、『対談』においては、「Souverains」や彼等の使節 (Ambassadeurs) に帰属する「le droit des gens」上の全ての特権へ参与させるのは「souveraineté」である」と言われている<sup>(42)</sup>。この記述は、「臣従の礼 (hommages) 及び

封臣であること (vasallages [sic]) への考慮を払うことなく「武器を使用する権利」(droit de se servir des armes) について論ずるといふ文脈で登場しており、その点で、*ソウヴァレネテ* の “soveraineté” は (前章で確認された) 「狭義の “soveraineté”」即ち、 “Suprematus” を意味するもの解される。したがって、*ソウヴァレ* では “le droit des gens” 上の権利 (特権) の享有が 「狭義の “soveraineté”」である “Suprematus” に基づくとする論理が、前述の箇所よりも、より一層明らかになされており、その結果として、ユース・ゲンティウムと “le droit des gens” の (権利の享有主体という観点からの) 同一性が示されていると言えよう。

(四) 自然法の三段階説のユース・ゲンティウム理論への適用

本稿第二章において我々が確認したように、ライブニッツは、自然法と正義の観念を関連させつつ、「三段階説」を提示していた。そして、同説は『類纂』の「序文」中の「自然の (且つ) 諸国民の法の三段階について」(De tribus juris naturae et gentium gradibus) と題された節において、次のように展開されている。

「*ソウヴァレ* の淵源 (fons) から自然法 (*jus naturae*) が由来し、それには三つの段階 (*tres gradus*) が存在する。[即ち] 交換的正義における嚴格法 (*jus strictum in justitia commutativa*)、配分的正義における衡平 (或いは「その」言葉のより狭い意味における慈愛) (*aequitas* [vel angustiore vocis sensu *carritas*] in justitia distributiva)、最後に、普遍的正義における敬虔 (或いは 廉潔) (*pietas* [vel probitas] in justitia universalis) [「*ソウヴァレ*」から、何者をも害すること勿れ (*neminem laedere*)、各人に各人のものを配分せよ (*suum quique tribuere*)、正直に (むしろ、敬虔に) 生きよ (*honeste* [vel potius *pie*] vivere)」という最も一般的であり共通に受容された法の諸々の命令 (*juris praecepta*) が生ずる。… [中略] … 純粹な又は嚴格な法の命令 (*praeceptum*) は、国内では (*in civitate*) その者に訴

(*actio*) がなされないように、国外では (*extra civitatem*) 「その者に」戦争の権利 (*ius belli*) が「行使されないように」、何者も害されてはならないということである」<sup>48)</sup>

『類纂』の「序文」において展開されたここまでの論述を追った彼の読者は、ここからライプニッツが自然法やユース・ゲンティウムに関する理論が提示されるものと期待するであろうが、ここから実際に展開されるものは正義論であつて、自然法やユース・ゲンティウム自体に関する議論ではない。(これは本節(二)(2)におけるユース・ゲンティウムを巡る論述と同様と言えよう。)それでも、この節の表題及び記述から、自然法の三段階説からは、特に、「厳格法」が国家の枠組を超えた (*extra civitatem*) 関係については妥当なことが、そして、「戦争の権利」と「何者をも害すること勿れ」という正義の原則が関係付けられていることが確認されるべきであろう。

さて、以上に加えて、自然法の三段階説のユース・ゲンティウムへの適用については、『類纂』の「序文」の第一三節において、次のように展開されている。

この節は「敬虔について」と題されているが、その表題が示す通りに、「私は法の最高段階を廉潔 (*probitas*)、或いはむしろ敬虔 (*pietas*) の名で呼んだ」という一文で始まる。そして、「敬虔」に関する説明が行われた後に、「さて、或る者が彼のものを悪しく使用しないということが、国家にとって (*Reipublicae*) 利益であるならば、普遍にとつて (*Universi*) より一層そうではないだろうか」とされ、更に、「このことから、至高の法の原理、即ち、正直に(それは即ち、敬虔に)生きよ、が力を受け取る」とされた上で、「望まれた事柄の中で賢者により (*a viris doctis*) 正しくも繰り返された事柄は、伝えられた自然の(且つ)諸国民の法が (*ius naturae & Gentium*)



キリスト教徒の戒律に従って (secundum disciplinam Christianorum) いるといふことであり」、それは「至高の事柄、智者の聖なる事柄である」とされる。そして、「かくして、三つの法の原理、又は正義の三段階が、最も適切に展開され、自然法の淵源が示された」と、我々には見える」と結論付けられるのである。<sup>(44)</sup>

ここでライプニッツは「自然の(且つ)諸国民の法」に自然法の(そして、正義の)三段階説が妥当する旨を明確に主張している。つまり、自然法の三段階説は国家の枠組を超えても妥当するものとして構想されていることが確認されるのである。(但し、「自然の(且つ)諸国民の法」が、国家間或いは統治者間のみに妥当する規範であるのか否かについては、ここでも明らかではない。)

ライプニッツは、以上で我々が瞥見した『類纂』とは別に、『三段階論』(この論考の原題は、先述の『類纂』の「序文」中の一節の表題と同一である。)と題された草稿を遺しており、そこでも自然法の三段階説が論じられている。そして、その最後の段落において、「自然法の諸要素 (elementa juris naturalis) として」説明されねばならなかったことは、第一に、智者の慈愛に関する正義の共通の諸原則であり、続いて「第二に」、私法 (jus privatum)、即ち、同等である限りにおいて、人々の間で遵守されている事柄に関する交換的正義の諸々の命令 (praecepta justitiae commutativae)、第三に、この世におけるより重要な共通の善に向けての平等ではない者達の間での共通の善及び悪の分配に関する公法 (jus publicum)、第四に、我々が永遠の祝福に配慮するといふ神に対する普遍的徳と自然的義務に関する内的法 (jus internum) である」と纏められた上で、次のように付言されている。

「更に、これらのことは人間及び神の正当な法に属する提起されるべき諸要素であり、人間の「法」とは、或る時には我々の国家の中での、或る時には諸国民間での「ものであり」、神の「法」とは、普遍的教会における「ものである」。<sup>(45)</sup>

この一文では、自然法の諸要素として妥当する事柄が、国内法にも、国家を超える法にも妥当すること、そして、後者については、諸国民間の正当な人定法 (*ius legitimum humanum inter gentes*) と普遍的教会における正当な神法 (*ius legitimum divinum in ecclesia universalis*) が存在するものとされていることが示されている。このことは、幾つかの興味深い論点を我々に提供しているが、ここでは、ライプニッツが、自然法の三段階説を国家を超えた関係についても妥当するものとしていること、そして、少なくとも諸国民間の実定法(それが国家間のもの)であるか否かは更なる検討を要する。)の存在を認めていることを確認するに止め、更に次の問題に進むこととしたい。それは、以上のように整理されるライプニッツのユース・ゲンティウム理論における、ユース・ゲンティウムのより具体的な内容についての検討である。

## 第二節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実

### (一) ユース・ゲンティウムの「法源」

#### (1) 「形式的」法源

先ず、ユース・ゲンティウムの具体的規範が、どのようなものとして存在しているか(つまり、「法の存在形式」)、或いは何を通じて認識され得るのか(つまり、「法の認識素材」という意味における「法源」についてのライプニッツの見解を確認することとする。

ユース・ゲンティウムの「法源」に関するライプニッツの思考は、例えば、或る書簡における、「一つの人民の中 (*in uno populo*) ではなく、多数の諸民族を通じて慣習により (*per plures gentes consuetudine*) 十分広範に、損なわれることなく優勢な諸々の法を (*iura*)」私はユース・ゲンティウムに (*ad ius gentium*) 属するものとする

る<sup>(48)</sup>』という記述に示されている。即ち、ユース・ゲンティウムは慣習により成立するとされているのである。そして、そのような見解がより詳細に論じられている著作が『類纂』である。

『類纂』の「序文」(第四節)においてライプニッツは、同書の価値について次のように論じている。

「国家を (Rempublicam) 担う者は、これらの記念碑 (Monumenta) 「即ち、『類纂』に収められているような文書類」の中に「それらの者が」参照し、そこで喜びをもって自らの技量を認識し、或いは成果を伴って「自らの技量を」伸長させる、諸々の先例を見出すであろうし、ユース・ゲンティウム及び公的慣行にとって (gentium iuri et publico usu) 便宜となる諸々の条件及び定式を見出すであろう。」<sup>(49)</sup>

これに続く節では、「『類纂』で扱われる事柄が「政治の技術、歴史の「技術」、その他のこと、学問探究 (eruditio) にとどって、しかし第一に、諸々のユース・ゲンティウムを (Gentium iura) 知ることにとどって、有益である (prosumt) 」ことも述べられている<sup>(50)</sup>。また、『類纂助言』においても、「歴史の信義への、そして物事の知られるべき内面への偉大なる動機を、諸々の文書の趣旨それ自体が有する」 (magnum ad historiae fidem ac rerum interiora noscenda momentum habet ipse tenor actorum) のであり、「諸々のユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムが “summa potestas” の参与者である者達の、或いはそれ「即ち “summa potestas” に由来する権威を有する者達の慣行及び見解により最大限に支持される」 (iura gentium voluntaria usu ac placitis eorum maxime nitantur, qui participes sunt summae potestatis, aut ab illa auctoritatem habent) との主張が展開されてくる<sup>(51)</sup>。

これらの見解からは、ユース・ゲンティウム (及び公的慣行) の「諸条件 (cautiones) 及び諸定式 (formulae)」やユース・ゲンティウムの具体的な諸規則 (これら三つの引用文の中で、第二及び第三のものである “iura gentium”

として複数形でユース・ゲンティウムが示されており、個々の規範が意識されているものと推測される。)が『類纂』所収の文書から見出されるとライブニッツは考えていることが理解される。つまり、ユース・ゲンティウムの諸規則は「*summa potestas*」の「慣行」(usus)や「見解」(placitum)によつて明らかになるとされているのである。<sup>(42)</sup>

ところで、既に(前節(二)において)確認されたように、ライブニッツは「第一のユース・ゲンティウム」と「自然の(且つ)諸国民の法」を自然法として説明しているため、それらは彼の法理論における自然法の基盤としての正義に基づくものであつて、それらの具体的な存在形式を論ずることはできないものと考えられるのであり、ここで主たる問題とされるのは、「第二のユース・ゲンティウム」と「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」の存在形式ということとなる筈である。そして、実際に、先の引用文中には、「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」が登場している。ところが、『類纂』の「序文」の冒頭には次のような記述が存在している。

「[この]著作の対象 (scopus operis) は、表題及び付された助言 (monitus) から、そして特に文書の索引 (Index Diplomaticum) から、明らかではあるが、それでも、この冒頭部分に若干長目の序論を (introductionem paulo ampliore) 付することが、公的記録の正しい使用について (de publicorum Actorum usu vero) 正確に論ずるために、そして、我々の収集物 (collectio) に如何なる事柄が期待されるのかについて、事例により (exemplis) 明らかとするために、また同時に自然の(且つ)諸国民の法の真の諸淵源が (veri juris naturae gentiumque fontes) 指し示されるために、至当である (convenire) と見られる。<sup>(43)</sup>」

ライプニッツは、『類纂』に彼が収めた文書類により、「自然の（且つ）諸国民の法」の淵源が示されると考えているのであり、これらの文書類から自然法の淵源でさえもが理解されるとしているのである。

このように、ライプニッツは、「*summa potestas*」の「参与者」の「慣行」や「見解」をユース・ゲンティウム（自然法としてのそれをも含むと思われる。）の淵源と見做している。しかし、このことは、本章の「はじめに」において確認された彼の欧州社会観、即ち、「権力者達が」自宅においてはカードを遊び、国家においては同盟条約を遊ぶ」から考えるならば、「カード」の一枚と同様のものではない同盟条約やその他の文書をいくら集めたところで、そこに規範性を見出すことにはならないように思われる。この点を彼はどのように説明するのであるか。彼の論理を内在的に把握するならば、次のような説明が可能である。

ライプニッツは、彼の欧州社会観を述べた直後に、そのような社会観をもって権力者達を評したとしても、「今日、実際に、多くのことについて汝が不正を述べたことにはならないであろう」とした上で、それでも「無思慮や貪欲により合意からの（*a pactis*）逸脱がなされる場合に我々は正当に非難する」と付言している<sup>(45)</sup>。つまり、「カード」の一枚と同様のものでしかない同盟条約であっても、それが「合意」(*pactum*)であるならば、それを一方的に廃棄するなどの「遊び」は非難に値すると考えられている。結局のところ、彼は、現実主義的な欧州社会観を有しつつも、「合意」が有する単なる「カード」以上の価値を認めているのである。（但し、「合意」の価値が（例えば、「合意」の一方的廃棄が「法的責任」を発生させるといような）一定の法的帰結をもたらすのか否かといった点に関する議論は展開されていない。）

さて、以上のように「*summa potestas*」の「参与者」の「慣行」や「見解」をユース・ゲンティウムの淵源として把握するライプニッツの認識は、近代国際法における慣習法理論に直結し得るものとして我々の目に映る。果たして、それは正しい評価なのであるか。この点についての判断のために、次に彼が実際に援用している事

例について瞥見することとした。

(2) 「法源」の実態

『類纂助言』第二段落において、ライプニッツは『類纂』の内容について次のように記述している。即ち、「その『類纂』は、ドイツやその他の人民の事柄に結び付けられているのみならず、殆どの欧州の事柄に関連している」とした上で、「講和や同盟又はその他の文書で一般に条約(Tractatus)という名で考えられているもののみならず、諸君主の結婚契約、遺言書、養子縁組、多様な債務、契約及び譲渡」、「領地の合同、境界の表示」、「商業の、航行の、そしてこれらの事柄について結成された団体の諸規定」等々の事柄、そして「その他キリスト教諸民族の公の物事」或いは、「国家」に関する事柄」を同書が扱っていると述べているのである。<sup>(456)</sup>

このように、雑多な内容を『類纂』が含んでいることが宣言されているが、実際に、同書には、その冒頭に挙げられている一〇九七年七月のフランス国王とフランドル伯間の講和文書<sup>(457)</sup>に始まる講和や同盟に関する文書が多数含まれているもの、それらのみならず、例えば、一三二九年にフランス国王に対してイングランド国王によりなされた臣従の礼に関する文書(Acte & Instrument de l'hommage)<sup>(458)</sup>、俗事についての教会の管轄権に関するパリの高位聖職者(Praetatus)とフランス諸侯間の一三二九年九月一日付合意文書<sup>(459)</sup>、一三三四年一〇月に教皇からブルボン家の一員(Jacobus Borbonius)に付与された血縁者との婚姻に関する一般的婚姻障害免除(dispensatio generalis)<sup>(460)</sup>、帝権に関する皇帝及び等族による勅令等<sup>(461)</sup>、一三四一年のベーメン国王の息とカリンティア女大公(マルガレータ)の離婚の方式に関する文書<sup>(462)</sup>、更に、同年のこのマルガレータとブランデンブルク辺境伯(ルートヴィヒ)間の婚姻障害免除に関する文書等々<sup>(463)</sup>が、収められている。つまり、ライプニッツは、これらの事柄の全てをユース・ゲンティウムに関わるものとして認識しているのである。

これらの事柄の中で、特に、教会に関わる事例を収集したことに關して、ライプニッツは『類纂補遺』の「補遺序文」において次のような説明を加えている。即ち、彼は、『類纂』所収の資料についての解説の中で、国家 (Respublica) だけでなく、教会やドイツ地域 (Germania) に関する資料を含んでいることを述べた後に、「恐らく何者かが、これらがユース・ゲンティウム(Gentium)の記録に属するののか、と問うであろう」とし、それに対して、「しかし、この疑念については以前の『類纂』の「序文」において、教会から国家へと達する事柄以上に欧州諸国民の共通法 (Jus Gentium Europaeorum commune) に関連するものは何もないことは、既に十分に明白にされている」とするのである。つまり、ライプニッツにとつて、教会と国家が関わることこそが、「欧州諸国民の共通法」に最も緊密に関わるのである。そして、このような彼の思考を理解するならば、先に挙げた『類纂』所収の諸事例が「欧州諸国民の共通法」、即ち、ユース・ゲンティウム(Gentium)に関わることも理解されるのである。

ところで、この「欧州諸国民の共通法」に關連して、更に考究されるべき問題がある。それは欧州の共通法としてのローマ法をライプニッツがどのように位置付けているかという問題である。この問題の考察のためには、『類纂』の「序文」中でユース・ゲンティウム(Gentium)や自然法について論じられた後に、その第一五節で展開されている次のような議論が参考となる。

ライプニッツは先ず、「キリスト教徒はその他にも共通の紐帯、即ち、諸々の聖なる事柄に (in sacris) 含まれている実定神法 (Jus divinum positivum) を有している」とし、「それらに加わるのは、教会全体で受容された聖なるカノン (sacri canones) 「即ち、教会法」であるとする。その上で、「ローマの諸法律は共通のユース・ゲンティウム(Gentium)と殆ど同等のものともみなされる」(Leges Romanae prope instar Jus Gentium communis habentur.) とが事実であるとされ、更に、「母国において彼ら固有の「諸法律」を有するイングランド人達 (Angli)」も外国人との関係においてはローマの諸法律に従うとされるのである。勿論、ここでは「ローマ法」(Jus Romanum)

という言葉は使用されていないが、「ローマの諸法律」が「欧州諸国民に共通のユース・ゲンティウム」として、イングランドをも含む欧州全体に妥当するとされていることが理解される。<sup>(466)</sup>

更に、別の論考においてライブニッツは、ローマ皇帝ユスティニアヌスによるものとローマ教皇によるものを合わせて「ローマ法」(Us Romanum)とした上で、それが「まさに欧州全般を通じて、一種の自発的受容により、共通法の力を、そして恰もキリスト教「諸国民 (gentes)」のユース・ゲンティウムとしての力を (vim Juris Communis, et quasi Jurisgentium [sic] Christianorum) 有する」のであり、「それは、何れかの者の王国、地方、州、土地の個々の国王により、法令により、又は慣習により修正されないというように妥当する」としている。<sup>(467)</sup> つまり、ローマ法(ここでも、それは教会法を含む。)が「欧州諸国民の共通法」であり、それがキリスト教世界のユース・ゲンティウムのようなものとされているのである。

以上のことから、ライブニッツが、「ローマ法は欧州の共通法である」とし、そしてそれがユース・ゲンティウムを構成するものであるとしていたことが理解されるのである。<sup>(468)</sup>

## (二) ユース・ゲンティウムの具体的規範内容

### (1) 中核的な規律対象及び規範群

本章において既に我々は、ライブニッツがユース・ゲンティウムに実質的(或いは「内包」としての)定義を与えていないこと(前節(一)(1))、そして『類纂』には「ユース・ゲンティウムの淵源」が含まれること(本節(二)(2))を確認した。それでも、ライブニッツが言及しているユース・ゲンティウム観念には、その中核的な規律対象及び規範群と中核的規範群から派生する規範群が存在していることが看取可能である。そして、前者に属するものの存在は次のような記述から理解される。



先ず、「それら」の戦争が規律されることはユース・グンティウムに属する (quae caveri juris gentium est)「ユース・グンティウム、即ち、戦争、同盟、条約によって (tractatus) のみ「結び付けられる」」「そして同様にフランス人が、ユース・グンティウムに属する事柄、「即ち、」講和、戦争、同盟に関して「論ずる」」「ユース・グンティウムに基づき、或いは戦争及び平和の権利に基づき (de jure gentium seu belli ac pacis) 「参加する」」、更には、「欧州に影響力を有する者が」使節・戦争・平和・同盟に存する完全なユース・グンティウムを享受すること (pleno jure gentium fru) といった表現が繰り返されている点に我々は注目すべきである。即ち、これらの中に登場する「戦争」や戦争に対応する「講和」、戦争に備える「同盟」、それらの交渉のための「使節」(legatus) が、ユース・グンティウムの中核的規律対象であり、それに関する規範が中核的規範群を構成するものと考えられるのである。

また、ライプニッツは、彼が生きた時代に存在した小王国について、「それら」の「小国王」は今日のユース・グンティウムに従えば国王とはみなされない」とも述べている。つまり、国王或いは王国が、まさに国王或いは王国と見做されるのか否かは、ユース・グンティウムに依拠して決定されるとされており、このこともユース・グンティウムの中核的規範群に含まれるものと思われるのである。(但し、このことに関して、その基準や要件についての明示的な言及はなされていない。)

## (2) 派生的規範群

以上のような中核的規範群の他に、それらから派生する規範群がライプニッツの記述の中に存在する。それに該当するものが、既に(前章第二節(一)(2)で)我々が確認した、ユース・グンティウムにより承認された諸権利としての「Suprematus」、保有者の具体的諸権利(「他者に波及し、そして領域外に達する諸侯の諸権利」として挙

げられている「戦争と平和の権利、同盟の権利」という中核的権利に続く「軍隊を保有する権利、堡壘を建造する」「権利」、兵器庫を準備する「権利」(等々)である。そして、それらに加えて、中核的規範から派生する規範群が挙げられていると解される記述が、『*Suprematus* 論』第三三章中の次のようなものである。

「勿論、「その者が」戦争の権利により獲得するものは、その者に属すると評価される。締結された講和により自らに譲渡されたものは、不正を通じて以外には取り消され得ない。その者の軍勢による無害通過 (*transitus innoxius*) が否定されることはなされ得ず、自らを含む同盟が締結され、自らの紛争が仲裁に (*arbitrio*) 付託され、その者の介入 (*interventus*) 又は今日呼ばれるように仲介 (*Mediatio*) が容認され、交渉により講和又は同盟をもたらすことの世話をする、つまりは今日呼ばれる保証を (*Garantiam*) 供与する。最後に、他者に対して武力についての平等な権利の行使を承認されている者は誰でも (*quicumque aliis pari armorum jure utentibus conceditur*)、自らに及びその者の使節に名誉 (*honor*) が与えられるべきである。」<sup>(47)</sup>

更に、必ずしも中核的規範から派生するという形式では論じられていないユース・ゲンティウムの具体的規範も見出される。例えば、ブラバントの相続権者の遺言及び相続が、その土地の諸々の法令(当該法令が何を指示したとしても)による制約を受けないとされ、その理由が「それらの者の遺言書は、戦場でしたためられた軍人の遺言書 (*testamenta militaria*) のように、純粋なユース・ゲンティウムにより (*mero jure gentium*) 有効である」とされている箇所がそれに該当する。<sup>(48)</sup> (遺言書の効力に関する事例はこの他にも挙げられている。) また、「野蛮人」(*Barbarus*) との比較において、「より洗練された欧州の人々の間では (*inter Europaeos politiores*) 尊厳への配慮 (*dignitatis cura*) はユース・ゲンティウムの一部を成している」とされている箇所もある。<sup>(49)</sup> 尚、類似の事柄

は『思考』においても見出される。即ち、「王国の尊厳」(regia dignitas)を尊重することや「友誼の絆」(amicitiae vinculum)を保護することがユース・ゲンティウムに基づきなされねばならない旨が論じられているのである。<sup>(四)</sup>

### (三) 領邦の地位

前章(第三節(一))において我々は、神聖ローマ帝国の選帝侯及び諸侯が“Suprematus”保有者であることをライプニッツが繰り返し説いていることを確認した。それでは、彼等のそのような地位はユース・ゲンティウムとの関係において如何なる意義を有することになるのであろうか。

この点について、ライプニッツは、「利害関係のある者の諸々の理由と認諾により (rationibus et confessione)、そして慣行それ自体により (usu ipso)」ドイツの選帝侯及び諸侯に認められる事柄と同様に、「他の全てのユース・ゲンティウム上の特権」と「使節についての最大にして最良の権利も (quoque jure optimo maximo)」彼等が享受することは、明白であるとしている。<sup>(四)</sup>つまり、“Suprematus”保有者である帝国の選帝侯及び諸侯は、当然にユース・ゲンティウム上の諸権利の享有主体でもあるというのである。

### まとめと若干の考察

以上本章で検討されたことから、ライプニッツのユース・ゲンティウム観念の特色について、次の五点を指摘することが許されよう。

第一に、ライプニッツが自然法と実定法の区別に基づき、ユース・ゲンティウムを区分していることが挙げられる。しかもそれは、「第一のユース・ゲンティウム」と「第二のユース・ゲンティウム」、そして「自然の(且

つ) 諸国民の法」(jus naturae et gentium) と「ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム」という二つの区分によって行われている。

第二に、ユース・ゲンティウムにおける自然法と実定法の区別は、各々の領域において独自の理論の展開に繋がっている。前者については、「自然法の三段階説」のユース・ゲンティウム理論への適用が、そして後者については、『類纂』及び『類纂補遺』の編纂が、その具体例として理解可能である。但し、『類纂』所収の文書類により、実定法の淵源のみならず「自然の(且つ)諸国民の法」の淵源も示されるとライブニッツが考えている点には注意されるべきである。

第三に、ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウムに関する記述を見る限り、それは上位者を認めない国家間の関係を規律するものとされているが、それが国家間の関係のみを規律するものであるのかについては明確ではない。<sup>(48)</sup>

第四に、ライブニッツは「ユース・ゲンティウム上の人格」という観念を使用しているが、それは近代国際法理論における「国際法主体」としての国家ではない。「ユース・ゲンティウム上の人格」とユース・ゲンティウム上の権利の享有主体は、共に戦争遂行能力を具備した重要な権力者が意識されており、結果的にそれらは前章で検討された<sup>3)</sup>Suprematus<sup>4)</sup>、保有者に類似したものとなっている。

第五に、<sup>5)</sup>Suprematus<sup>6)</sup>、保有者である帝国の選帝侯及び諸侯は、当然にユース・ゲンティウム上の諸権利の享有主体とされている。

これら五点を基に、以下では、ライブニッツのユース・ゲンティウム理論における「法源」と「主体」という観点からの考察を試みることにしたい。

先ず、ライブニッツが展開した理論の中でユース・ゲンティウム上の自然法と実定法がどのような関係にある

かという点が問題となる。

ライプニッツと国際法学の関連を巡る評価は、(本稿第一章で確認されたように) 少なくとも国際法(史)研究者にとっては、『類纂』(及び『類纂補遺』)に着目した「最初の条約集編纂者としてのライプニッツ」が一般的のものであった。これは、国際法の「法源」という観点からすれば、彼を実定国際法の認識と結び付ける評価へとつながるであろう。実際に、そのような評価は(国際法史以外の)歴史研究者からなされている。例えば、シュナイダーは、『類纂』の実際の効用については疑義を呈しつつも、「その著作『即ち、『類纂』は卓越した法理論的意義を認められるべきである」とし、『自然の(且つ)諸国民の法』(jus naturae et gentium)と『ユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム』(jus gentium voluntarium (diplomaticum))<sup>(83)</sup>そして条約法(Völkervertragsrecht)の彼の区別と共に、ライプニッツは実定国際法学を促進し、深化させたのである」としている。また、同様の評価は既に一九世紀末にも存在し、ハルトウマン(Gustav Hartmann)は、「ライプニッツは、ドイツの法学家の中で、実定国際法学(die Wissenschaft des positiven Völkerrechts)<sup>(84)</sup>の、最初期ではないにしても、最上級の創始者であり促進者となった」としていたのである。

しかし、これらの評価はライプニッツのユース・ゲンティウム理論を余りにも単純化した(或いは、彼の理論の一面を過度に強調した)ものと言わざるを得ない。なぜならば、それらは、彼のユース・ゲンティウム理論が基本的に自然法論と結び付けられたものであったことを、看過しているからである。そして、そのような結び付きは、差当たり、次の二つの事実によって示されていると言えるであろう。

第一に、本章で確認された通り、ライプニッツはユース・ゲンティウム理論にも「自然法の三段階説」を適用しているという事実である。同説は(本稿第二乃至四章で確認された通り)彼の法及び正義理論に止まらず、国家理論、*Suprematus*理論にも適用される重要な理論であり、その意味で同説のユース・ゲンティウム理論への

適用は彼のユース・ゲンティウム理論の自然法論との強い結び付きを示している。<sup>(48)</sup>

第二に、『類纂』所収の文書類により、実定法の淵源のみならず「自然の(且つ)諸国民の法」の淵源も示されることとされている事実である。これは、従来の評価が『類纂』をライプニッツの実定国際法学的思考と結び付けてきたこととは異なり、同書所収の文書類は自然法をも具現化すると彼が考えていることを示しているのである。更に、以上の事実に加えて、(第二章で確認されたように)ライプニッツが神と人間を同一平面で扱う「普遍的法学」を構想していたこともここで考慮されるべきであろう。なぜならば、彼にとつて客観的存在である「正義」と法は相互に抵触するものではないことから、自然法と実定法も相互に抵触するものではないこととなる筈であつて、ユース・ゲンティウムを自然法と結び付けることには大きな困難は伴わないものと考えられるからである。

そして、これらの事実は、ライプニッツが「*summa potestas*」の「参与者」の「慣行」や「見解」をユース・ゲンティウムの淵源として認識していることとの関係において、次のような理解へと我々を導く。即ち、彼のこのような認識は、一見したところでは、近代国際法における慣習法理論へと直結するようにも思われるが、『類纂』所収の文書類が示す「慣行」や「見解」は同時に自然法の表示でもあるのであつて、彼はユース・ゲンティウムの独立の「実定法源」として「慣習法」を把握しているのでは決してないのである。

次に、「国際法主体」を巡る問題についての考察を行うこととしたい。近代国際法理論においては、国際法主体は国家のみであるとの思考が原則的に妥当するとされてきた。ライプニッツのユース・ゲンティウム理論にあつては、「ユース・ゲンティウム上的人格」という言葉が使用され、しかも、それはユース・ゲンティウム上の権利の享有主体であるとされている。そして、それらに(また、恐らくは、*Suprematus*「保有者にも」共通するメルクマールは「戦争遂行能力を具備した重要な権力者」という事実であつた。このことは本稿における我々の

関心という観点からして、次のような二つの興味深い問題点を提起する。

一つは、ライプニッツが提示する「ユース・ゲンティウム上の人格」という観念に関わる問題点である。「ユース・ゲンティウム上の人格」が *Suprematus*、保有者であることについて明示している記述は我々が検討してきた論考からは見出されなかったものの、両者が極めて近似していることは本章において確認された通りである。しかも、*Suprematus*、保有者に帰属する諸権利（特に、前章第二節（一）（二）において確認された「領域外」に波及するもの）（*transcuntia*）とされる諸権利）がユース・ゲンティウム上の事柄に関わる権利であることから、ライプニッツが *Suprematus*、保有者をユース・ゲンティウム上の人格であると考えていることにはほぼ誤りはないであろう。そして、そうであるとするならば、彼の *Suprematus*、理論が相対的な観念であることから、ユース・ゲンティウム上の人格も相対的な観念であることになるが、これは近代国際法理論における法主体の国家への一元化という思考とは異なる思考の下で「法主体」観念が存在することを意味するのである。

他の問題点は、（第一の問題点とも関連するが）「戦争遂行能力を具備した重要な権力者であること」を「ユース・ゲンティウム上の人格」の要件としたことから発生する。「戦争遂行能力」を問題とすることによって、「ユース・ゲンティウム上の人格」（そして、*Suprematus*、保有者）は、戦争の規模や戦争への参加の様態、更には、戦争の結果等によって決定されることになる。その意味において、各行為主体についての「ユース・ゲンティウム上の人格」の存否は常に事実の中で決定されることになるのである。そして、このことは少なくとも次の二つの論理的帰結をもたらす。一つは、戦争それ自体のあり方（帰結）によって、「ユース・ゲンティウム上の人格」（そして、*Suprematus*、保有者）は常に変動し得ることである。他は、戦争をユース・ゲンティウム理論の中に取り込むこと（それは、戦争を合法的行為とすることを意味する。）によって、何れか一国が（欧州規模に限定されるとしても）「普遍的帝国」となる可能性を容認することとなるため、近代国際法の理論的存立基盤である国

家の並存状態(の維持<sup>(48)</sup>)を否認する論理をも内包していることである。これら二つの論理的帰結に照らす限りでは、ライプニッツのユース・ゲンティウム理論は国家間関係を永続的に規律する規範のための理論ではあり得ないことになるのである。(これに関しては、ライプニッツが、「神の教会」としての「自然的社会」を承認し、また、「普遍的法学」を構想していることに鑑みるならば、普遍的帝国の存在可能性を、少なくとも理念的には、彼が否定していなかったであろうことは容易に推測されるのではあるが。)

以上のことから、ライプニッツのユース・ゲンティウム理論は次のように評価されるべきである。即ち、「公的人格」や「ユース・ゲンティウム上の人格」という観念によって近代国際法主体に近似した存在が提示され、また、「第二のユース・ゲンティウム」及び「ユース・ゲンティウム・ウオルンターリウム」という観念によって実定法としてのユース・ゲンティウムが論じられるなど、近代国際法学(それも、一九世紀を通じて主流となる実証主義的国际法学)の理論と類似した理論も提示されているものの、ライプニッツのユース・ゲンティウム理論は、近代国際法理論からは依然として隔たりが大きい理論なのである。

## 結論

### (一) 本稿各章のまとめ

以上、本稿各章において確認・検討された事柄は、次のように纏めることが許されよう。第一章においては、国際法概説書における言及を見る限り、国際法研究者一般にとって、ライプニッツが記述対象とされることは(一九世紀末までの時期と二〇世紀以降では若干の相異が見られるものの)稀であること、国際法史研究者は、彼に対して(僅かながらではあるが)一定の関心を払ってきたこと、そして、何れであつても彼の国際法史上の評価は専ら『類纂』(及び『類纂補遺』)に基づいたものが大半を占めることが確認された。第二章においては、ライプ



ニッツの(遅くとも三〇歳台前半以降の)法学理論が神を巡る主知主義的認識を基礎として神と人間を同一平面に置いた「普遍的法学」の構想と結び付くものであること、彼の法学理論は最終的には「智者の慈愛」として定義されるようになった正義の観念と強く結び付くものであること、そして、正義の観念とも接合された「自然法の三段階説」が提示されたことが導出された。第三章においては、ライプニッツが第一から第六の「自然的社会」を提示し、「普遍的法学」の構想と同様に、神と人間を同一平面に置いた統一説明を「社会」についても試みていること、彼の国家理論は社会契約論的な国家構成原理に基づくものとして理解可能ではあるが、それは「不完全な社会契約論」であること、そして、彼が国家の抽象的人格性を承認するのみならず、領域の結合と法人格の關係についても理論化していたことが提示された。第四章においては、ライプニッツの“Suprematus”観念は、“summa potestas”・“superioritas territorialis”・“Soverainete”とつた統治に関わる諸観念を基礎又は必要条件としつつ、「大きな領域を有し、軍隊を進発させ得る」或いは「欧州の全般的事柄に対する影響力の行使」という能力を決定的基準とする対外的側面を重視した統治権観念の一つであり、狭義の“Soverainete”の保有者が、“Potentat”とされ、それが同時に“Suprematus”保有者とされることが抽出された。第五章においては、ライプニッツのユース・ゲンティウム観念は自然法と実定法を含むが、両者は相互に抵触することはないものとして構想されていること、「ユース・ゲンティウム上の人格」は“Suprematus”保有者と考えられ、「国際法主体」とは異なること、そして、“Suprematus”保有者である帝国の選帝侯及び諸侯がユース・ゲンティウム上の諸権利の享有主体とされていることが示された。尚、「自然法の三段階説」が、ライプニッツの正義及び法観念と関連するのみならず、「社会」「統治権」及び「ユース・ゲンティウム」を巡る諸理論の各々にも関連していることは再度確認されるべきであろう。

それでは、各章における検討結果を基に、ライプニッツが提示した諸理論について、彼の方法論的特質と近代

国際法理論史における彼の再定位という二つの観点から評価することをもって、本稿の結論としたい。

(二) ライプニッツの方法論的特質

先ず、ライプニッツの方法論的特色として指摘されるべき事柄は、ライプニッツが提示する諸理論に内包される「二面性」或いは「矛盾」であり、それらは、例えば、(第二章第一節で検討された)彼の神学的認識(それは、彼の正義及び法の認識にも影響を及ぼす。)における主知主義的認識と主意主義的認識の並存や(第二章第二節及び第五章を通じて確認された)自然法論と実定法論の混在、更に、(第三章で確認された)国家理論における「自然社会」と「社会契約論的国家構成原理」の並存(それはまた、アリストテレス的人間観と契約論的国家観の混在でもある。)として姿を現している。更にまた、(第四・五章において提示された)戦争遂行能力を“Suprematus”保有者や「ユース・ゲンティウム上の人格」のメルクマールとすることによる理論の不安定化も(法理論が秩序の安定化に資するものであるとするならば)二面性乃至は矛盾として理解可能な現象であると言い得るのである。

これらの二面性或いは矛盾の原因は奈辺に存在しているのであるか。それを説明するものとして、次のようなライプニッツの本来の学術的思考様式と彼の論述の政治性もたらす矛盾が挙げられ得る。

例えば、「ライプニッツの批評家及び解釈者の全てが、普遍性(universality)が彼の思想の主たる特徴の一つであることに同意する」<sup>(487)</sup>という評言やライプニッツを「調和的統合論者」(harmonischer Synthetiker)<sup>(488)</sup>とする理解に端的に示されているように、ライプニッツが個別事象を普遍的理論の中で統合するという思考様式を有していたことには疑念の余地がないものと思われる。そのような思考様式は、「数学者」としての彼にとって当然のことであると共に、「法学者」としての彼を主知主義的な神学及び法学の認識に基づく「普遍的法学」の構想へと向かわせたものであると言えよう。またそれと同時に、ライプニッツの著作が内包する政治性を看取すること

も容易であり、それは例えば、『*Suprematus 論*』とその仏語抄訳版としての『対談』<sup>(48)</sup>の次のような執筆の動機乃至事情において妥当する。即ち、『対談』中に明示されているように、「問題は、帝国諸侯 (*les Princes de l'Empire*) がナイメーヘンに使節 (*Ambassadeurs*) を派遣する権利を有するか、そしてそこでそれらの使節は諸々の国王、選帝侯又はイタリアの諸君主のそれらのように扱われなければならないか」<sup>(49)</sup>であって、それはまさにナイメーヘン講和会議においてライプニッツが伺候するハノーファー公が、自身の使節がフランス国王等の使節と、或いは、少なくともイタリア諸君主の使節と同等の資格で会議に参加できるよう努力を重ねていた問題であり、同公は自らに有利となる内容を有する著作の執筆をライプニッツに求め、その回答が『*Suprematus 論*』<sup>(50)</sup> (そして『対談』) <sup>(49)</sup>なのであった。また、それと同様に、『類纂』も政治的動機に由来する著作であると考えられているのである。

しかしながら、ライプニッツ自身にとって、前述の「二面性」や「矛盾」は決してそのようなものとは感じられていなかったと思われる。例えば、主意主義的法観念と主知主義的法観念の並存は、彼の学問的営為の過程における転換であって、転換後には彼の主知主義的法認識に基づく「普遍的法学」の構想は揺らぐことがなかったものと解される。これは次のような彼の数学上の業績との関連の中で理解可能であろう。

ライプニッツが微分法を完成した形 (*Nova methodus pro maximis et minimis*) で発表したのは一六八四年のことである。しかし、その理論としての確立は一六七二年から一六七六年にかけてのパリ滞在中になされていたことが明らかにされている。<sup>(51)</sup> (例えば、一六七三年八月の彼の手稿の中で、近代の数学の意味で「関数」(*Funktion*) という言葉が使われ、一六七五年一月の原稿では微積分学のための新たな記号について示されているという。<sup>(52)</sup>) そして、「極限」の観念を前提とする微分法の確立を通じて「無限」が数学的に処理可能なものであることを確認したライプニッツが、神の意思によっても変更し得ない客観的秩序の存在として「宇宙」(法規範を含む) を認識する

ようになったと解するならば、(本稿第二章第一節(一)(2)において示されたように)彼の主意主義的法観念から主知主義的法観念への転換が遅くとも一六七七年の論考において看取されることは不思議ではないのである。<sup>(496)</sup> (更に、ライブニッツの数学上の業績との関係において、彼の法理論に見られる自然法論と実定法論の混在、そして「普遍的法学」の構想を説明することも可能であろう。)

以上の他にも、「自然社会」と「社会契約論的国家構成原理」の並存やアリストテレス的人間観と契約論的国家観の混在というライブニッツの国家理論の特色も、確かに彼の理論の「二面性」や「矛盾」を示すものであるように見える。そして、その結果として、彼の国家理論は「不完全な社会契約論」と評価されるべきものとも思われる。しかし、彼自身による人間及び社会観察の結果からすれば、それらは何れも「事実」なのであり、彼にとって重要であったのは、観察結果(事実)の体系化や普遍化であって、「完全な社会契約論」の提示ではなかったと解されるのである。<sup>(496)</sup> (或いは、少なくとも、彼の各著作がその時々単純な政治的動機に基づいて執筆されたとするようなことは許されないのである。<sup>(497)</sup>)

勿論、この観察結果(事実)の体系化や普遍化の重視は、ライブニッツが現状維持的な思考傾向を有していたことの結果であるとも言い得る。実際に、或る書簡においてライブニッツは、一定の秩序が樹立された後には、「極端な必要性がなく、そして公共の安寧のため(pro salute publica)成功することが保証されていない場合には、当該秩序を転覆してはならない」(また、既存秩序の転覆が許容される場合であっても、「より悪しき災厄を惹起しないような方法」に依らなければならない)としている。<sup>(498)</sup> しかしながら、これは、彼の諸理論の現状維持的性格の反映というよりも、むしろ、存在する事実の体系化や普遍化を志向する彼の態度表明と解するべきであろう。何故ならば、一定の秩序が存在する場合に、彼の努力は当該秩序を彼の理論体系の中に包摂することに向けられるのであって、そのためには実在する秩序は事実として観察の対象とされなければならないからである。但し、如何

なる場合であっても、彼が重視するものは「公共善」(le bien public)であって、「公共の安寧のため」であるならば現状の変更は否定されないという彼の論理は看過されてはならないのである。

そして、以上のような体系化や普遍化へのライプニッツの志向という観点からすれば、帝国の選帝侯及び有力諸侯が、当時の欧州外交の主体であり、「Suprematus」保有者として考察されるべきこともまた、当然のこととなるのである。<sup>(300)</sup>

### (三) 近代国際法（理論）史におけるライプニッツの再定位

一方において、従来の国際法（理論）史研究では、ライプニッツは通常「実証主義国際法学」の系譜の中で論じられてきた。それは『類纂』（及び『類纂補遺』）が国際法（ユース・ゲンティウム）に関わると思われる諸々の先例を収集したものであるが故のことである（第一章）。他方において、彼は、彼の法理論において自然法と正義を重要な要素としており（第二章）、また、それらを「Suprematus」保有者に対する制約として論じている（第四章）。

このことは、従来の国際法理論史研究者が、『類纂』（及び『類纂補遺』）にのみ依拠しており（但し、若干の研究者は『Suprematus』にも言及しているが）、そこから短絡的な評価を行ってきたことを示している。ライプニッツの「国際法学」に直接的に関わる（と思われる）文献のみに依拠して判断するのか、「法学」（更には、「政治理論」）の枠組みの中で評価するのか、或いは、学問体系全体の中で考察を行うのかによって、彼に対する評価は変化し得るのかもしれない。（勿論、現在の段階では、資料上の制約により彼の学問体系全体の中の考察は不可能であるが。）しかし、従来の国際法（理論）史研究の成果が、彼のユース・ゲンティウム理論において、自然法としてのユース・ゲンティウムと実定法としてのそれが区別されているものの、『類纂』所収の文書類が両者

の淵源となる旨が述べられていること(そしてそれ故に、両者間で抵触が発生するという事態は想定されていないこと、或いは、少なくとも、両者相互の親和性は高いこと)を看過してきた点は誤りとせざるを得ない。本稿における考察の結果として指摘されるべきことは、自然法(及び正義)を基調としつつ、実定法をも組込んだ「普遍的法学」を志向したという「法学」の枠組みの中での彼の評価が、彼のユース・ゲンティウム理論についても妥当であるということなのである。

それでは、このようなライブニッツのユース・ゲンティウム理論は近代国際法(理論)史の中でどのような評価を受けるべきなのであろうか。ここでは、国際法人格と主権を巡る理論的観点から論ずることとしたい。

まず、ライブニッツの国家理論における国家の抽象的人格性については、次のように評価され得る。彼は、彼自身が観察した「事実」に基づく「不完全な社会契約論」を展開したが、それは「不完全」ではあっても、依然として、「社会契約論」の範疇の中で理解され得る理論であった。(しかも、その「不完全性」故に、現実に存在する多様な国家形態の各々に適用可能な国家構成理論が提示され得た。)それによつて、彼は、統治者と国家との関係について、前者を後者の機関として認識するという理論的契機を有し得た。その結果として、彼は、国家に抽象的人格性を認め、ユース・ゲンティウムの主体としての地位を認めた。その点において、彼のユース・ゲンティウム理論は近代国際法理論に接合され得るものとなった筈である。

ところが、統治権を巡る理論においてライブニッツは近代国際法理論における(或いは、その前提となる)主権理論から隔たることとなる。結局のところ、彼の「ユース・ゲンティウム」観念は「主権国家間の関係を規律する法規範」としての近代国際法ではなかった。それは、国家に抽象的人格が認められることによつて、近代国際法に近接した観念とはなり得たが、「主権」理論とは異なる「Suprematus」理論が統治者に適用されることによつて、近代国際法とは異なる内実を有するものとなったのである。

それでも、「Suprematus」理論は（ライプニッツが生きた）一七世紀後半から一八世紀前半の神聖ローマ帝国の（ひいては、当時の欧州全般の）状況に適合的な理論であったとも言えよう。そうであるとすれば、一九世紀初頭に至るまで欧州中央部に蟠踞した神聖ローマ帝国の存在とそこで生み出された諸々の「国際法」理論の存在（そして、それらの内実）が認識されるべきである。なぜならば、そのような認識が得られるならば、我々は、（近代国際法理論が単線的・直線的に「発達」したのではないという意味での）近代国際法理論の錯綜した発展過程を探求することの学問的必要性を自覚することとなるであろうし、そのような自覚に裏付けられた知的活動の中で国際法学の豊穡さを感じ得るのであるからである。<sup>30)</sup>そして、恐らくは、この点にこそ（本稿の「序論」において提示されている）「負の国際法意識」を認識することの意義が存在しているのである。

「失われた環」は（或いは、少なくとも、その一部は）ライプニッツの論考の中に見出された。しかし、一六世紀後半以降の近代的な主権・国家理論や「国際法」理論の歴史を「現代」という視点から見れば、その環は無意味なものであるように思われる。その環は歴史の中に埋もれ、そして消滅してしまっただからである。<sup>30)</sup>しかし、その環の発見は本当に無意味なのであろうか。

我々が理念的に把握するような近代主権国家の並存体制が現実には欧州世界を（概ね）覆い尽くすようになったのは一九世紀初頭（神聖ローマ帝国の消滅）以降のことであり、そのような体制は最大限に見積もっても二世紀程度の歴史を有するのみである。しかも、その歴史の中で、既に我々は、「欧州連合」という主権国家の意思に基礎を置きつつ、単なる主権国家の並存体制とは異なる新たな統治形態が創出されたことを目撃している。（勿論、その新たな統治形態が今後如何なる運命を辿ることになるのかという問題は、本稿において論じられ得る事柄

ではない。) 理念型 (Idealtypus) としての近代主権国家、そしてそれらの並存体制が、「国際社会」を説明する際の基本的概念枠組みであり続け、現実説明能力を維持することは、決して保証されたものではない。現在の理念型が理念型としての能力を喪失した時、発見された「失われた環」は如何なる意味を有することとなるのであるうか。

- (412) *De jure suprematus*. Ad lectorem. (Dutens, IV, iii, 330; Klopp, IV, 10)
- (413) *Codex (Praelatio) (Monium (Codex), I, i)*. (Dutens, IV, iii, 287; Klopp, VI, 458)
- (414) *Essai de démonstrations politiques*. (Foucher de Careil, VI, 12-13)
- (415) “*Amicitia vera INTER RESPUBLICAS nulla est.*” [大文字強調は原文の「P」] *Specimen*. Propositio XLII. (Akademie, IV, i, 37-38; Dutens, IV, iii, 561)
- (416) *Observations sur le projet*. (Foucher de Careil, IV, 57)
- (417) *Mantissa (Praelatio) (Monium (Codex), II, xx)*. (Dutens, IV, iii, 319)
- (418) E.g., *Codex (Praelatio) (Monium (Codex), I, xv)*. (Dutens, IV, iii, 298-299; Klopp, VI, 476); *Systema iuris*. (Grua, II, 819)
- (419) *Codex (Praelatio) (Monium (Codex), I, xx)*. (Dutens, IV, iii, 306; Klopp, VI, 488)
- (420) *Cogitationes*. III. (Dutens, IV, iii, 500)
- (421) *Entretiens*. (Klopp, III, 361). 尚、ライプニッツは、この文脈において、外国人との交渉や条約において主として問題となることは、武力を行使するか、それを防止するかということだけであり、それ故にグロテュウスは彼の “le droit des gens” に関する著作に『戦争と平和の法』という題名を付したとの説明を加えている。
- (422) *Entretiens*. (Klopp, III, 361)
- (423) “*Hujus gentium juris ratio est, ut bella evitentur.*” *De jure suprematus*, cap. XXXIII. (Dutens, IV, iii, 408; Klopp, IV, 144)



- (421) *De jure suprematus*, cap.LXXVII (Dutens, IV, iii: 494; Klopp, IV, 301.)
- (425) *De jure suprematus*, cap.LXXVI (Dutens, IV, iii: 494; Klopp, IV, 301.)
- (426) *Cogitationes* (Dutens, IV, iii: 500)
- (427) 但し、このような「平和的性格」はライプニッツの著作の総体の特徴付けられるものではない。前章で確認されたように、「Suprematus」は軍事力に裏付けられた「実力」に応じた相対的観念であり、『Suprematus論』の理論的前提の一つは戦争による「Suprematus」の得喪の承認である。その結果として、例えば、同書では次のような記述により、「戦争の(結果の)合法化」という思考が提示されることになる。「勿論、「その者が」戦争の権利により獲得するものは、その者に属すると評価される (ipsius censentur)」。締結された講和により (pace inita) 自らに譲渡されたものは、不正を通じて以外には取り消され得ない。」(*De jure suprematus*, cap.XXXIII (Dutens, IV, iii: 408; Klopp, IV, 144.)
- (428) *Observationes*, II (Dutens, IV, iii: 270)
- (429) *Observationes*, IV (Dutens, IV, iii: 270-271.)
- (430) 本稿において、「*jus naturae et gentium*」を「自然の(且つ)諸国民の法」と訳出することには、次のような理由がある。
- このラテン語は、「自然法及び万民法」とも、「自然万民法」とも訳出可能である。(勿論、本稿における訳語としては、「万民法」は「ユース・ゲンティウム」となるのであるが。)しかし、本論で論じられているように、ライプニッツはこの語を実定法であるユース・ゲンティウムとの対比において使用していることから、「自然法及び万民法」とすることは適切ではない。また、「自然万民法」とすることは、「自然」が形容詞(したがって、原語は「*naturale*」となるであろう。)として機能することとなり、原語の意味を正確に反映しない点でこれも適切ではない。「自然のユース・ゲンティウム」とすることも考えられる(そして、それは本稿における訳語の統一という観点からは、望ましい)ものの、この訳語では、「*naturae*」と「*gentium*」が等置されていることが明示されないこととなる。以上のことから、最も原語の意味を忠実に反映する訳語として、「自然の(且つ)諸国民の法」が選択されている。
- (431) *Codex Praefatio* (*Monitum* (Codex), I, xi.) (Dutens, IV, iii: 294; Klopp, VI, 469.)

- (432) *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xi)*. (Dutens, IV, iii, 294; Klopp, VI, 469-470)
- (433) *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xiv)*. (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 473-474) 従ってこの一文は本稿第二章第二節(一)(二)でも触れられている。
- (434) 引用部分の第一文の原文は次の通りである。“Et in Republica quidem jus civile ab eo vim accepit qui summam potestatem habet.” *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xiv)*. (Dutens, IV, iii, 297; Klopp, VI, 474) また、第二文以下の原文は、省略部分も含めて、前註(28)にある。
- (435) *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xiv)*. (Dutens, IV, iii, 297-298; Klopp, VI, 474-475) 以下、そのような実例が『類纂』におおむね提示されている。
- (436) H. Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres* (1625), Prolegomena, §11. (本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六四六年(トムステルタム)版を参照した。 *The Classics* (Oxford/London, 1925).
- (437) *Monita (Pufendorfus)* IV. (Dutens, IV, iii, 279-280)
- (438) “*Personam juris gentium habet, cui libertas publica competit, ita ut in alterius manu ac potestate non sit, sed per se jus armorum, foederumque habeat; quanquam forte obligationum vinculis superiori sit adstrictus, & homagium, fidem, obedientiam profiteatur.*” *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xx)*. (Dutens, IV, iii, 306; Klopp, VI, 488)
- (439) *Epistola (Tenzelius)*. (Dutens, IV, ii, 251)
- (440) *De jure suprematum*, cap. XXXIII. (Dutens, IV, iii, 408-409; Klopp, IV, 144-145)
- (441) *De jure suprematum*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 359; Klopp, IV, 55-56) 従ってこの引用文中の一部は、前章第二節(四)(2)でも引用されている。
- (442) *Entretiens*. (Klopp, III, 361) この引用箇所は、前章第三節(一)(1)でも言及されている。
- (443) *Codex (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xii)*. (Dutens, IV, iii, 295; Klopp, VI, 471) 従ってこの引用文中の「中略」とされた部分には、「このことについては、私は若かりし時に法の方法に関する小著で輪郭を描いた」との記述がある。これは『法学新方法』中の記述 (*Nova Methodus*, §§71-75. (Dutens, IV, iii, 211-214)) を指しているものと思われる。

- (44) *Codex (Praelatio) (Monitum (Codex), I, xiii)*, (Dutens, IV, iii: 296-297; Klopp, VI, 472-473.)
- (45) Mollat, 17-18. この一文は、本論で以下に論じられる事柄の他にも、ライプニッツの法観念についての別の重要な論点を含んでいる。即ち、私法が平等者間の法であり、公法が不平等者間の法であること、そして、このことから「Suprematus」、保有者間の関係は私法に分類されることである。
- (46) “His iam sunt subjienda elementa juris legitimi humani ac divini, humani tum in re publica nostra tum inter gentes, divini in ecclesia universali.” *De tribus gradibus*, (Mollat, 18.)
- (47) コッでもライプニッツの自然法及びユース・ケンティウムに関する観念の基底にあるものが正義（そこには衡平の観念も含まれる。）であることが理解される。
- (48) *Epistola (Tenzelius)*, (Dutens, IV, ii, 251.)
- (49) *Codex (Praelatio) (Monitum (Codex), I, iv)*, (Dutens, IV, iii, 290; Klopp, VI, 462.)
- (50) *Codex (Praelatio) (Monitum (Codex), I, v)*, (Dutens, IV, iii, 290-291; Klopp, VI, 463-464.)
- (51) *Monitum (Codex), i*, (Dutens, IV, iii, 285.)
- (52) ジョーンズは次のように、「国際法」学における実証主義の進展に対するライプニッツの寄与を評価している。「プロテウスにとつくと同様にライプニッツにとつては、“consensus”と“usus”（それは黙示的合意 (a tacit agreement) と見做される。）から生起する規則は、恐らくは究極的に“stare pactis”の自然法原則に基礎付けられるものの、別箇の議論に値した。そして、後の時代に極端にまで押し進められた、国際法における実定的要素のこの承認は、国内法 (state law) の拘束力に関する社会契約論の場合と同様に、拘束される合意 (agreement) は事実というよりも仮説ではあったものの、確立された慣行 (usage) の中に堅牢な基礎をその「国際法」規則に与える道を拓いたのである。」 Jones, *op. cit.*, p.8.
- (53) *Codex (Praelatio) (Monitum (Codex), I, i)*, (Dutens, IV, iii, 287; Klopp, VI, 457-458.)
- (54) この引用部分においては、“jus naturae gentiumque”とされており、他の箇所における表現である“jus naturae et gentium”とは異なっている。コッでは、「自然法及びユース・ケンティウム」とすることが意図されていると解する余地もあるが、そうであったとしても、本節における結論は影響を受けない。

- (455) *Codex (Praelatio) (Monium (Codex), I, i)*. (Dutens, IV, iii, 287; Klopp, VI, 458)
- (456) "Ceterum Codex iste non Germanicis tantum aut alterius populi rebus astringitur. sed pleraque Europaea attingit; nec tantum pacificationum Tabulas & foedera aliave, quae vulgo Tractatum nomine censentur. sed & contractus matrimoniales Principum, testamenta, adoptiones, varias obligationes, pacta convent & alienationes; uniones territoriorum, limitum designationes; commerciorum, navigationum, & in eam rem initiarum societatum articulos;..... aliisque ad rem publicam Christianarum gentium pertinentia." *Monium (Codex), ii*. (Dutens, IV, iii, 285-286.)
- (457) Charta Pacis inter Philippum Regem Gallia & Baldwinum Comitem Flandria. *Codex*. p.1.
- (458) *Codex*. pp.132-133.
- (459) Conventus Parisiensis Praelatorum & Baronum Regni Franciae coram Philippo Valesio. *Codex*. pp.133-137.
- (460) *Codex*. pp.146-147.
- (461) Decretum & Constructio [sic] ab Imperatore & Ordinibus de jure Imperii facta 8 Aug. 1338. *Codex*. pp.148-149.
- (462) Forma divortii matrimonialis inter illustres. vocatos Conjuges. Johannem videlicet filium Regis Bohemiae & Margaretam Ducissam Karinthiae. celebrate per Dominum Ludovicum Quartum Dei gratia Rom. Imp. (1341). *Codex*. pp.154-156.
- (463) Forma Dispensationis super affinitate consanguinitatis inter illustrem Ludovicum Marchionem Brandenburg. & Margaretham Ducissam Karinthiae (1341). *Codex*. pp.156-158.
- (464) *Mantissa (Praelatio) (Monium (Codex), II, xx)*. (Dutens, IV, iii, 319)
- (465) *Codex (Praelatio) (Monium (Codex), I, xv)*. (Dutens, IV, iii, 298-299; Klopp, VI, 475-477)
- (466) シュトットルム (Fritz Sturm) は「ローマ法が欧州の共通法であること、ネーデル、神聖ローマ帝国のみならずフランス及びスペインでも妥協し、インゲランズの裁判官ですらも援用するところがあること」をライプニッツが認めたと述べている。F. Sturm, *Das römische Recht in der Sicht von G. F. Leibniz* (Tübingen, 1968), S.13-14.
- (467) *Ratio corporis juris reconcinnandi*, §§1-2. (Dutens, IV, iii, 235)

(468) 勝田はライプニッツによるローマ法の位置付けについて、次のように論じている。「帝国内における普通法〔即ち、ローマ法〕の有効性については、それが自由意志によつて継受され、全キリスト教圏における国際的な法としてすなわちヨーロッパ共通法としての意味をもち、帝国のみならず、フランスやスペインにおいても補充的な効力を有しており、イギリスにおいてさえも引用されるといった、事実上の効力に「ライプニッツは」根拠を求めている。」勝田有恒「ライプニッツの法改革論についての覚書」『一橋論叢』第八四卷(一九八〇年)三二〇頁。

(469) *De jure suprematus*, cap. XXXIV. (Dutens, IV, iii, 410; Klopp, IV, 148.)

(470) *De jure suprematus*, cap. XLI. (Dutens, IV, iii, 425; Klopp, IV, 176.)

(471) *De jure suprematus*, cap. X. (Dutens, IV, iii, 359; Klopp, IV, 55.)

(472) *De jure suprematus*, cap. LXVI. (Dutens, IV, iii, 494; Klopp, IV, 301.)

(473) *De jure suprematus*, cap. XXXIII. (Dutens, IV, iii, 408; Klopp, IV, 144.)

(474) *Cogitationes*. (Dutens, IV, iii, 502.)

(475) *De jure suprematus*, cap. XXXIII. (Dutens, IV, iii, 408; Klopp, IV, 144.)

(476) *De jure suprematus*, cap. XXV. (Dutens, IV, iii, 391; Klopp, IV, 113-114.)

(477) オーストリアの辺境伯カールの遺言書 (Caroli Austriaci Marchionis Burgaviensis testamentum) の事例でも。

*De jure suprematus*, cap. XXV. (Dutens, IV, iii, 391; Klopp, IV, 114.)

(478) *De jure suprematus*, cap. XXXIV. (Dutens, IV, iii, 410; Klopp, IV, 147.)

(479) *Cogitationes*, III. (Dutens, IV, iii, 500.) 尚『思考』のこの箇所では「キリスト教諸侯の諸々の通常の名誉 (usitatu honores)」がユース・ゲンティウムに属するものにも触れられている。

(480) *De jure suprematus*, cap. XXXIII. (Dutens, IV, iii, 409; Klopp, IV, 145.)

(481) ホーテンは「ライプニッツは、諸国民の黙示的合意によつて確立されるものとしての意思法 (the voluntary law as established by the tacit consent of nations) のこの論じ方を「序文」におおむね「*ius gentium*」として論じている箇所を「international law」であると論じている。(Wheaton, *Elements*, p.16.) この論じ方を見る限り、ホーテンは、ライプニッツが専ら国家間関係を規律するものとしてのユース・ゲンティウム・

ウォルンターリウムを提示していると理解しているように思われる。

(482) Schneider, *Justitia Universalis*, S.112. シュナイターは、この文脈において、「グロテュウスによって国際法の内容が自然法に確定された後に、プーフェンドルフは実定国際法が何ら存在しない旨を正当に主張した」ことに触れており、そのような時代にあつてライプニッツが実定国際法学を論じたことを高く評価しているものと解される。

(483) G. Hartmann, *Leibniz als Jurist und Rechtsphilosoph* (Tübingen, 1892), S.63.

(484) ライプシユタインは、ライプニッツの「第二のユース・ゲンティウム」がグロテュウスの“*jus gentium voluntarium*”と同一のものであるとする。(Reibstein, a.O., Bd.I, S.501.) グロテュウスは“*jus gentium*”を「全部の又は大多数の諸国民の意思により拘束力を受け取つたもの」(quod gentium omnium aut multarum voluntate vim obligandi accipit) としつゝる。(Grotius, *op.cit.*, Lib.I, cap.I, §14) (但し、この引用箇所では“*jus gentium voluntarium*”への明示的言及はなされてゐない。)

(485) マーンケ (Dietrich Mahnke) は、ライプニッツの「国際法」観念が権力政治 (Machtpolitik) の対極にある「倫理的に基礎付けられた国際法」(ein ethisch fundamenteriertes Völkerrecht) であると評しつゝる。D. Mahnke, *Leibnizens Synthese von Universalmathematik und Individualmethaphysik* (Stuttgart-Bad Cannstatt, 1964) (Faksimile-Neudruck der Ausgabe von Halle 1925), S.278, Anm.199.

(486) 国家の並存状態 (の維持) を近代国際法の理論的存立基盤として捉えることについては、拙稿「欧州近代国家系形成期の多数国間条約における『勢力均衡』概念」『法学研究』(慶應義塾大学) 第七一巻第七号 (一九九八年) 五〇頁を見よ。

(487) Schrecker, *op.cit.* (“Leibnitz’s Principles of International Justice”), p.484.

(488) Mahnke, a.O., S.1-5.

(489) 前註(366)においても触れられているように、ライプニッツ自身が、『*Suprematus* 論』と『対談』の関係について後者は前者の「摘要」であるとしている。そして、読者の理解を容易にするために、修正及び簡略化が図られた旨が付言されてゐる。Entretiens. (Klopp, III, p.333)

(490) *Entretiens*. (Klopp, III, p.343)

- (491) ライブニッツの『対談』執筆の個人的動機については、差当たり次の文献における解説を見よ。Klopp, III, Einleitung, S.XLII-XLIII.
- (492) 『類纂』所収の諸文書は、ライブニッツが、彼のイタリアへの旅行の途次に、ミュンヘン・ヴィーン・モデナの公文書館で収集したものであり、その目的は、ルイ一四世の領土的主張に対抗する見解の論拠となる文書類を帝国の利益において皇帝の手に与えるためであったという。Schneider, *Justitia Universalis*, S.111-112.
- (493) D. Mahnke, *Neue Einblicke in die Entdeckungsgeschichte der höheren Analysis* (Abhandlungen der preussischen Akademie der Wissenschaften, Jahrgang 1925, Phys.-Math. Klasse, Nr.1.) (Berlin, 1926) (im Folgenden zitiert als "Neue Einblicke"), S.5, 20, 25, 60-62; 下村, 前掲書, 三〇—三四頁。また、数学におけるライブニッツの学問的進展についての、パリ滞在の重要性を指摘する論考は多い。一例として次の文献を見よ。Stammler, a.a.O., S.79-80.
- (494) Mahnke, *Neue Einblicke*, S.5, 20, 25. また、一六七八年三月に書かれた書簡においては、微積分法の領域におけるそれまでの発見が、誤った見通しによって、ぼんやりとした近視眼的なものとされていたが、それが彼の新しい記号により初めて克服され得る旨が論じられているという。Ebenda, S.14.
- (495) このような理解と軌を一にするものが下村の次のような見解である。「デカルト以来、『幾何学的方法』(この時代においてそれは『数学的方法』というのと同義である)が学問の模範的方法となっていたことは、たとえば、スピノザの『倫理学』が『幾何学的方法』によって論証』されていることを想起するだけで十分であろう。それ故、ライブニッツにおいても微積分法の発見は単に数学的発見でなく、同時に彼の体系的方向を決定せしめるべき方法の発見であった。けだし言うまでもなく微積分法は『無限』を計算的に処理する方法である。無限はこれまでの思想家には単に超越的なものとして、あるいは単に不定的なものとして、回避されるか、ないしは消極的にしか取り扱われていない。デカルト、スピノザにおいてもそうである。それ故、微積分法の確立は端的に言えば、デカルト哲学を克服する新しい哲学、『ライブニッツ哲学』の方法論、論理学が自覚せられたことである。」(下村, 前掲書, 三二—三三頁。)
- (496) ライブニッツの体系化・普遍化志向はキリスト教世界全般に対しても向けられている。シュレッカーによれば、ライブニッツは死の二〇年前から教会の調和 (reconciliation) に関する論考をも著しているという。Schrecker, *op. cit.* ("Leibnitz's Principles of International Justice"), p.489.

(497) 確かに、本稿においてこれまでに示されたように、ライプニッツが展開した「国際法」に関わり得る諸理論は、一見したところで「二面性」(乃至は矛盾)を内包するものである。しかし、それらは彼の内奥で深く関連し合い、それ故に、長い思索を必要とするものであったと評価すべきであると筆者(明石)は考えている。彼が示した一見矛盾する論点は、「何か」について思索を継続した人間の各々の論考の執筆時点での「到達点」であり、「通過点」を示したものであるであって、それが「通過点」である限り、各々の時点における執筆者本人が置かれた「政治情況」により彼の思索自体が影響を受けることは否定できないであろう。しかしながら、彼の継続的思索とその変化を「政治的行動」(或いは政治文脈的 (contextual) な判断の結果)として説明することは、ライプニッツの諸論考を見る限り、余りにも浅薄な説明であるように筆者には思えてならないのである。

(498) *Epistola Burneth*. (Gerhardt, III, 264.)

(499) 本文中で先に引用した書簡の別の箇所において、ライプニッツは、自らの原則が「公共善を他のあらゆるもの(栄光や金銭についてであつても)への考慮に優先させる」というものであり、また、そのような原則が「正直な人 (l'honneste [s]ci homme [或いは、紳士]) の、正義の人の、そして真の敬虔なる人の偉大な原則」であるとしている。

*Epistola Burneth*. (Gerhardt, III, 261.)

(500) 尚、ライプニッツの体系化・普遍化への志向と神聖ローマ帝国(諸侯)の存在の関係を重視する本稿の結論以上に、帝国の存在が彼の(欧州)世界秩序観に与えた影響を強調し、彼がその範型を帝国に求めたとする見解もある。(そして、そこでは彼とサン＝ピエール師 (Abbé de Saint-Pierre) の類似性も指摘されている。) H. Duchardt, "Leibniz und das »Modell« der römisch-deutschen Reiches"; in Weiderbeck/Dingel/Li (Hrsg.), aa.O., S.43-55.

(501) そして、そのような国際法学の豊穡さを感じるための重要な方法が、「国際法」に関わり得る理論・思想の系譜の研究であるが、本稿においては、ライプニッツの「国際法」理論の継受については断片的にしか触れられていない。ユース・ゲンティウム理論における彼とヴォルフの関係については、柳原、前掲書の各所で触れられている。また、ライプニッツ哲学の継受(或いは、「命運」)に関しては、差当たり次の文献を見よ。C. Wilson, "The Reception of Leibniz in the Eighteenth Century"; in Jolly (ed.), *op. cit.*, pp.442-474.

(502) 特に、社会科学分野における理論史研究の目的が特定の理論の後世の(就中、「現存する」)理論への影響を歴史



的に確証することにあると考えるならば、ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の研究は、国際法理論史研究として無意味であると評価されることになるであろう。なぜならば、ライプニッツのユース・ゲンティウム関連の諸理論は、「特殊な」存在である神聖ローマ帝国を理論的に包摂しようとする点で、当初から限定的な影響力しか有し得なかつたのであり、また帝国の衰亡と共に社会科学的な意義を喪失したからである。しかし、それでも、帝国が一九世紀初頭まで存続したように、ライプニッツが唱えた理論も暫時存続したことは「事実」であり、その「事実」を探求・認識することに歴史研究としての意義は認められるべきであろう。